

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

○平成四年東京都告示第七百六十一号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正……（総務局人事部職員支援課）…一

○平成八年東京都告示第八百九十四号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額）の一部改正……（同）…一

○令和五年度東京都補正予算の公表……（財務局主計部議案課）…一

○建築基準法による道路位置の指定………（建設局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…四

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定………（建設局道路管理部監察指導課）…四

規 則（人）

○職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則………七

告 示（監）

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者………七

告 示（海区漁調）

○東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕

の制限………ハ

告 示

●東京都告示第七百九十五号

平成四年東京都告示第七百六十一号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和五年六月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、一六六円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、六九一円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八二円	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二二二円	二二、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	二四、六二五円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	二一、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円
七十歳以上	三、九八〇円	一三、二〇七円

附 則

- この告示は、令和五年七月一日から施行する。
- この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額

欄の規定は、令和五年七月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百九十六号

平成八年東京都告示第八百九十四号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和五年六月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

表常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万二千五百五十円」に、「七万二千九百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万六千二百八十円」に、「三万六千五百円」を「三万八千九百円」に改める。

附 則

この告示による改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百九十七号

令和五年六月二十一日東京都議会の議決を得た令和五年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第

六十七号) 第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年六月二十九日

東京都知事 小池百合子

令和5年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和5年度東京都一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ221,862,853千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,478,540,220千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	567,201,197	158,133,968	725,335,165
	01 国庫負担金	210,925,082	263,836	211,188,918
	02 国庫補助金	347,896,579	157,870,132	505,766,711
09	財産収入	48,082,666	57,400	48,140,066
	02 財産売払収入	24,916,504	57,400	24,973,904
11	繰入金	536,888,984	63,096,798	599,985,782
	03 基金繰入金	518,621,254	63,096,798	581,718,052
12	諸収入	425,420,449	574,687	425,995,136
	04 受託事業収入	57,497,926	486,143	57,984,069
	09 雑入	74,021,636	88,544	74,110,180
歳 入 合 計		8,256,677,367	221,862,853	8,478,540,220

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
04	生活文化スポーツ費	59,582,000	83,308	59,665,308
	01 生活文化スポーツ費	59,582,000	83,308	59,665,308
05	都市整備費	127,418,000	1,648,142	129,066,142
	02 都市基盤整備費	16,617,000	1,648,142	18,265,142
06	環境費	154,861,000	1,991,339	156,852,339
	02 環境保全費	141,022,000	1,991,339	143,013,339
07	福祉保健費	1,699,801,083	209,440,897	1,909,241,980
	02 医療政策費	50,086,284	4,800,545	54,886,829
	04 生活福祉費	44,934,621	74,018	45,008,639
	05 高齢社会対策費	234,986,368	10,802,709	245,789,077
	06 少子社会対策費	480,218,418	1,296,093	481,514,511
	07 障害者施策推進費	225,192,846	2,818,313	228,011,159
	08 健康安全費	189,897,490	185,465,030	375,362,520
	10 施設整備費	52,994,770	4,184,189	57,178,959
08	産業労働費	673,326,000	8,464,000	681,790,000

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
	03 商工業振興費	569,744,000	8,464,000	578,208,000
11 教育費		896,677,868	235,167	896,913,035
	01 教育管理費	39,826,862	132,468	39,959,330
	04 特別支援学校費	93,543,605	102,699	93,646,304
歳 出 合 計		8,256,677,367	221,862,853	8,478,540,220

第2号 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等) 補正

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	既定限度額	補正限度額	計
39	大田都税事務所改築工事	令和6年度～令和8年度	4,307,882	41,777	4,349,659
114	広尾看護専門学校改築工事	令和6年度～令和25年度	4,508,608	1,563,735	6,072,343
268	高齢者福祉・医療の複合施設高齢者専門病院受変電設備改修工事	令和6年度	-	13,563	13,563
269	板橋キャンパスの再編整備	令和6年度～令和7年度	-	1,316,798	1,316,798
合 計			427,713,442	2,935,873	430,649,315

●東京都告示第七百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年六月十四日	東村山市栄町二丁目三十四番十五の一部	延長 二四・三四 幅員 四・五〇
----------------------	-----------	--------------------	---------------------------

●東京都告示第七百九十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年六月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道沖港北港線

二 指定する区間 小笠原村母島字評議平二百十三番地内から同村同島字中ノ平十七番一地先まで

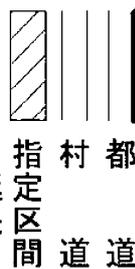
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

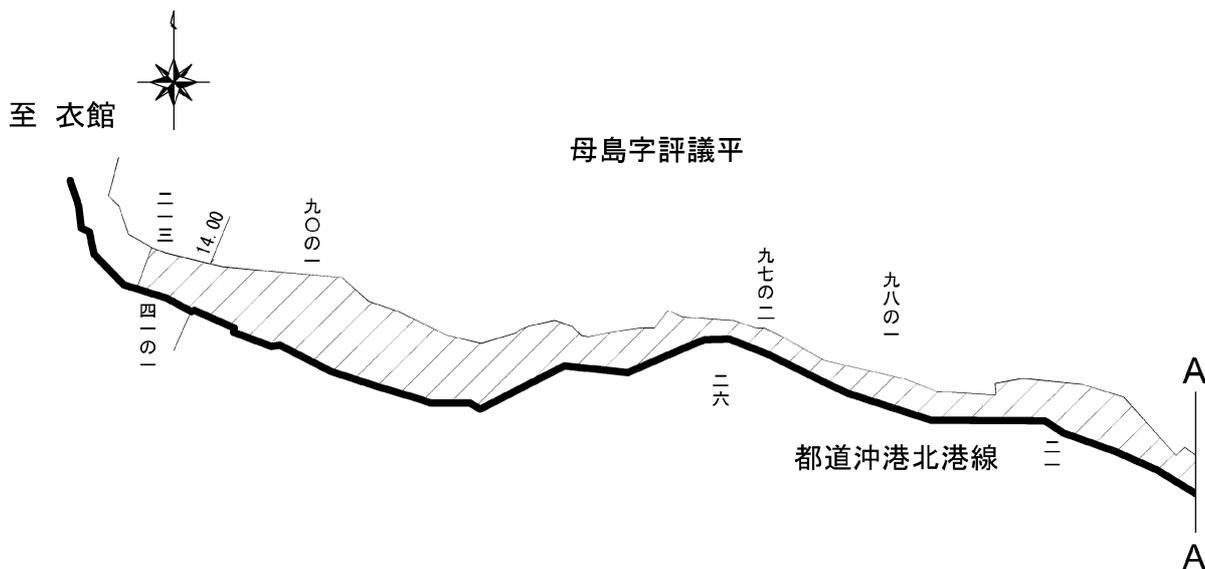
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道沖港北港線

小笠原村母島字評議平ノ字中ノ平



延長 二、〇二八・九八メートル
(電線共同溝予定名称 沖港北港・一号)



規則(人)

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十九日

東京都人事委員会

東京都人事委員会規則第八号

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

職員の定年等に関する条例施行規則(昭和五十九年東京都人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。附則に次の二項を加える。

(施設等の範囲に関する経過措置)

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、条例附則第八項の規定を適用する場合における職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年東京都条例第七十五号。次項において「令和四年改正条例」という。)による改正前の条例別表第一第四号の人事委員会規則で定める医療業務を担当する部署等のある施設等は、次の表に掲げる施設等とする。

- 一 福祉保健局関係
福祉保健局指導監査部
同 生活福祉部
同 医療政策部
二 教育委員会関係
東京都教育庁都立学校教育部
東京都教育庁地域教育支援部
東京都立光明学園

三 交通局関係

交通局職員部

四 警視庁関係

警視庁健康管理本部

同 警察学校

五 東京消防庁関係

東京消防庁人事部

同 警防部

同 救急部

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、条例附則第八項の規定を適用する場合における令和四年改正条例による改正前の条例別表第二第三号及び別表第三の人事委員会規則で定める医療福祉系の研究等は、次の表に掲げる研究所とする。

東京都医学総合研究所

東京都健康安全研究センター

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の定年等に関する条例施行規則附則第三項及び第四項の規定は、令和五年四月一日から適用する。

告示(監)

東京都監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

令和5年6月29日

東京都監査委員 伊藤 ゆう

- 東京都監査委員 伊藤 こういち
東京都監査委員 茂垣 之雄
東京都監査委員 岩田 喜美枝
東京都監査委員 松本 正一郎

住所

氏名 住所

大久保 将史 練馬区北町一丁目26番12-703号

相崎 あゆみ 江戸川区東小岩五丁目36番6号

来栖 寛明 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目231番地 ヴァンホール東207

須田 陽利 群馬県伊勢崎市今泉町一丁目1309番地1 スターハイツA101

傳田 聖也 神奈川県川崎市多摩区登戸1921番地4 シヤルム115登戸 301

平野 清秀 小金井市貫井北町三丁目1番4-618号 小金井住宅

山田 辰良 千葉県松戸市松戸2156番地の7 MH IIビル603号

古田 峻介 荒川区西日暮里三丁目9番18-303号

森田 省吾 荒川区荒川一丁目52番5-405号

渡邊 健太郎 千葉県船橋市夏見五丁目5番1号

西脇 弘 兵庫県西宮市名次町4番27号

菅田 裕之 新宿区市谷加賀町二丁目5番22-301号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

令和5年6月29日から令和6年3月31日まで

告示(海区漁調)

●東京漁調指示第六号

東京海区(小笠原海域に限る。)における船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和五年六月二十九日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(採捕の禁止)

一 東京海区(小笠原海域に限る。)において、総トン数六十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原村陸岸から三海里以内の海面において、総トン数十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和五年七月一日から令和六年六月三十日までとする。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

